

公民館につどう仲間をふやしましょう!

公民館における講座推進事業について

自治公民館で本年度新しく開設される講座で、公民館が主催する講座や地域の団体、住民の学習支援を公民館が行う場合を対象として講師謝金（一定限度内）を補助します。是非、ご活用ください。

■対象となる講座の内容は、次の例を基本とします。

① 社会的課題や地域課題、生活課題などを地域で考える講座

例えば・・・人権学習、環境学習、高齢者学習、福祉問題、防犯防災、食生活問題、いじめの問題、青少年の非行防止、子育ての学習、地域振興等

② 趣味、教養など市民の学習推進につながる講座

例えば・・・<健康>卓球、ストレッチ体操、音楽療法等
<手芸>生け花、盆栽、フラワーアレンジ、陶芸、クラフト・和紙工芸等
<実用>習字、包丁とぎ等 <料理>そば打ち、中国ギョウザづくり等
<文化>俳句、詩吟、しめ縄・門松づくり、踊り等
<教育>読み聞かせ、人形劇観賞、お菓子づくり等

③ その他、自治公民館の学習活動推進につながる講座

上記の講座以外で自治公民館活動に必要なと思われる内容の講座です。

申し込みから精算までのながれ

申し込み

講座開設希望日の1ヶ月前までに、「講座開設希望申し込み書」に必要事項を記入し、生涯学習課に申し込んでください。開設講座の内容がわかる配布物、回覧チラシなどを添付してください。

開設決定

申し込みされた講座の開設決定は、生涯学習課から決定通知を当該公民館に文書で行います。生涯学習課から送付する文書は、①講座開設決定通知書 ②（講師謝金）債権者コード登録申出書 ③講座推進事業報告書です。

講座の実施

講座開設決定の通知を受けた後、講座を実施してください。

報告書・請求書提出

講座終了後、講座開設決定通知書に同封している「債権者コード登録申出書」および「講座推進事業報告書」を生涯学習課へ提出してください。なお、講師謝金については、講師の方の口座へ振込みとなります。

講師謝金精算

講師謝金の振込みは、講師の口座へ直接振込みとなります。

※講師謝金の額は、次のとおりです

・4,000円/回（2時間程度）

この金額に消費税を加算し所得税を差し引いた額が実質振込み金額となります。

講座数・時間・受講人数について

- ①講座数は、全市で45講座程度、開設を希望される公民館1館につき4講座が限度です。
- ②1講座、2時間を目安とし、受講人数は5人以上とします。
- ③同一月に複数の講座開設も可能です。
- ④連続して講座を希望される公民館は、第1回の申し込みの時に予定される講座をまとめて提出してください。

対象とならない講座

自治公民館における講座推進事業では、下記の講座は対象外ですので、該当する場合は講師謝金の補助は行いません。

- ①営利を目的とした講座
- ②選挙に関し、特定の政党もしくは特定の候補者を支持するための講座
- ③特定の宗教や教団の活動に関する講座

<申込み・問い合わせ先>

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3 生涯学習センター内
筑紫野市生涯学習課生涯学習・青少年担当

（電話：918-3535 FAX：923-0416）